

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	袖ヶ浦市 (12229)
地域名 (地域内農業集落名)	飯富地区 (富納土, 西, 東 集落、新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 3月 18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

他地区同様に耕作者の高齢化(60歳以上)が多く、耕作者は、当面現状の耕作面積を維持するが、後継者が少ないため遊休農地の増加が懸念される。
地区外の所有者が多く、耕作者とのコミュニケーションの場がとれず基盤整備等の話し合いの場が持てない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現高齢耕作者の耕作面積の減少、離農意向があった時に耕作面積の減少をカバーするため有志による飯富営農組合(仮称)の設立をめざす。
地域の主生産物である水稲について農地の集積、集約化を進めるため、基盤整備準備委員会(仮称)を立ち上げる。
水稲が中心であり、従来方法から省力化をはかるため乾田直播等の実施並びにザルビオ等の利用、大型機械の利用及びドローン使用等によりスマート農業を推進させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

10年後の目標地図に定める農地を農業上の利用が行われる範囲とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や一定規模の耕作者を中心に耕作面積の拡大を進めるとともに農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整を図りながら担い手への農地集積を進める。 中心経営体(営農組合、農業法人)の確保をしつつ、従来の小規模な農業を担う者も可能な範囲で農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は原則として農地中間管理機構を活用し、規模拡大を目指している者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化、農道、用排水路の老朽化に伴い、当地区で設立要望のある基盤整備準備委員会(仮称)を中心に取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携を図り、地域内の経営体が農業経営を展開できるよう、地域全体でサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

ハクビシン・アライグマ等による鳥獣被害に対応するために、飯富保全会と調整を行い、農作物被害状況に応じて、電気柵ワナの設置等、必要な対策を講じる。

⑦保全・管理等

環境保全機能を兼ね備えた組織の設立により、適切な農地の維持管理に努めるとともに、安定した農業用水を確保する為、浮戸川土地改良区、隣接する保全会(神納、三ツ作)と連携を図り、浮戸川周辺の草刈り等の保全管理を実施する。